



附属図書館の管理運営の改善に関する意見書

附属図書館運営改善に関する委員会
第二小委員会委員長（理学部教授） 楠

幸 男

本委員会は附属図書館改善に関する委員会の第二小委員会として昭和52年1月に発足した。最近の図書館情勢の変化の中で附属図書館の管理運営の問題点を検討することについて委員長（館長）から具体的な検討事項を含めて諮問があった。本委員会はほぼ月に1回会合をもち、主として附属図書館商議会議程及び利用規程、同施行細則を土台にして問題点の分析検討や改善案等について議論しその結果を意見書として昭和53年1月「運営改善に関する委員会」に提出した。以下はその大略である。

1. 附属図書館の管理運営上の問題点と商議会議程

附属図書館は学部・研究所と同様、研究教育に直接かかわる独立部局としての自治機構を有するが、一方、附属図書館の機能には、全学的視野に立っての調整ということがある。全学的な連絡調整については、以前からも、図書目録、指定図書、学内相互利用等について行われている。しかし近年、学生用図書及び外国雑誌の購入費が予算化され、しかもその予算は年々増加の傾向にある。これに伴って、その予算配分、選書、配置等の全学的図書運営に関して附属図書館の果たすべき役割は急速に変化拡大してきた。

これに対して附属図書館の管理運営上の問題点を考えてみる。附属図書館は館長のほかは事務組

織であり、商議員も併任ではない。附属図書館の全ての問題を館長一人で意思決定を下すことは現実的に無理であり、危険でもある。また、部局長を含む商議会を屢々開くことは困難であり、そこで全てを諮ることも現実的に不可能である。従って上述のような全学的な連絡調整を含めた附属図書館の管理運営上の意思決定機構をどう考えるかという問題がある。これに関連して現在「運営改善に関する委員会」が暫定的に設置されているが、今後この種の委員会にどういう位置づけを与えるかという問題もある。このような問題は当然ながら商議会議程との関係において考えてみる必要があろう。そこで本委員会では、まず商議会議程を現状に即して見直し、関連した意見や今後検討すべき問題等を議論した。

1) 現行の附属図書館商議会議程は、その第1条に示されているように附属図書館の重要事項を審議するために設置されている。しかしその重要事項の内容は具体的には示されていない。従って館長はその責任において flexible に運営できるといえる。一方、館長の独断を避けるという意味で、あるいは館長が交替してもごく基本的な方針は持続する方がよからうという見地から重要事項の具体的内容を検討した。例えば、次のようなものが考えられる。

○総長の諮問したこと（図書館長候補者詮衡そ

の他)

○附属図書館の予算、新施設設備、新規計画に関すること

○附属図書館の選書の基本方針に関すること

○附属図書館に関する規則の制定改廃に関すること

○その他附属図書館の運営に関する重要事項

選書の基本方針に関しては現在、部局長を除く商議員からなる「附属図書館中央選書委員会」及びその下部機構として「学生用図書選書委員会」、「外国雑誌選書委員会」があり、これらの委員会要項が商議会の議を経て館長裁定で定められ、実質的に館長業務の執行を補佐している。

なお、上記のような審議事項は実質的には現在の商議会で取扱われているものであり、それらは「申し合せ、あるいは「了解事項」として別に掲げてはどうかという意見もある。また、日常的な運営は部局長を除く商議員からなる「運営商議会」（仮称）を考え、月に1回ぐらい開いてそれに任せたらどうかという考えがある。（運営商議会については3）参照）

2) 附属図書館が現に運用面で行っている全学的な連絡調整を規程に入れるべきか、また、入れるとすればどういう形にすべきかという問題について討議した。本学の場合、附属図書館は東大のような全学的組織ではなく、中央館のみを意味する。従って全学的な図書問題に触れるべきかどうか問題であると思われる。また、評議会との関係や、商議会の性格について執行面を含めるかの問題等も考えられる。一方、現実的には附属図書館が図書に関する全学的な連絡調整の任に当り、また当然ざるを得ない実状は十分理解できるものである。

多くの議論のあったところであるが、一案として、「商議会は、全学的な図書運営に関し連絡調整を図ることができる」という条項を新しく設けてもよいのではなかろうか。「全学的な図書運営」の具体的内容は、学生用図書、外国雑誌の選書・配置、学内相互利用等の図書そのものに関する全学的な業務の運営であって、一般的な図書行

政とは区別して考える。

3) 商議会規程には専門委員に関する条項があるが、その条文は不備であり、また委員会の設置についての規定はない。現に設置されている「運営改善に関する委員会」は暫定的なものであるが、商議会には今後共、種々の委員会活動が予想されるので、規定第4条はもっと簡明に、かつ少し広い意味で、「商議会に、必要に応じて委員会を置くことができる。」としては如何であろうか。そして必要がある場合には、特別な専門事項（例えば建築、電算機等）に関する専門委員を適当にその委員会に置けばよいであろう。

委員会に関連して、先に述べたような「運営商議会」を設けてはどうかという考えがある。考え方としては、商議会からある権限を委譲されて常置的に働く下部機関とするか、あるいは、館長の諮問機関として置くかであろう。しかしその具体的内容までこめて考えるには、まだその性格がはっきりしない段階であり、若干の意見交換に留めた。

Ⅱ. 附属図書館利用に関する運営の問題点とその改善

附属図書館における図書の貸出、複写等の利用に関しては、現行の附属図書館規程及び同施行細則に従って運営されている。ところで、これらの規程や施行細則は概ね明治以来踏襲されてきたものであり、執行面における事務部の現状を含めてその整備の検討を要望されていたものである。本委員会では主として館長権限に属する事項に関するものに留意して検討した。

いろいろ細かい点についても検討したが、ここでは特に主なものについてのみ記す。

1) 現行規程では、附属図書館の図書の借受は「公用」と「参考用」の2種類に区分されているが、その定義はなく推測する以外にない。例えば個人の研究あるいは共同研究は公用であろうか。「公用」の借受人からみるとそうでないように思われる。しかし大学における研究が公用でないとはいえない。いずれにしろ、公用の借受冊数が無制限であるのは問題である。また、公用借受の図書を同時に他の部局からも利用したい場合、館長

が調整を図ることは必要であるが、規定上では根拠になる条項はない。一方、公用借受の制度は利用者にとって便利なものであり、これを廃止するのは問題があるように思われる。そこで改善案として、「公用」・「参考用」の名称をやめて一般には単に「借受」とし、「公用借受」に対しては「特別借受」という名称で、旧来の制度を若干変更してその借受冊数を制限し、期間や利用者間の調整について館長の裁量を許すことにしてはどうか。

2) 本学名誉教授には現在、貸出を認めていない。しかし定年退官後も研究活動を続行される方の便宜を考え、例えば「職員」の中の「教官以外

の者」に準じて借受を認めるようにしてはどうか。

3) 現行規程にはないが、現在、参考図書・逐次刊行物（未製本のもの）等は貸出を認めていない。また、複写した資料からの「複製」については言及していない。これらは慣行に基いて運用されているが規程化した方がよいと思われる。

最後に、現行規程や施行細則を一覧して館長許可の件の多いことに気が付く。時間的に検討することはできなかったが、これらに対して何か一定の規程のようなものが出来れば館長業務の軽減と方針の持続性に役立つであろう。

学術雑誌の評価・選択・運用一昭和52年度第 2期東京大学図書館情報学セミナー論文概要

附属図書館整理課受入掛長 近 藤 禧 禎 男

学術雑誌（以下雑誌という）の増加、それに伴う情報量の増加、速度、情報要求の多様化に加えて、雑誌の購入経費の増加という現状を考える時、一大学でこれらの事態に対処することはもはや不可能になってきている。一方、大学の研究者や図書館の利用者は、必要とする文献情報が「確実に、速く」入手できる図書館組織が確立されているならば、その情報がすべて当該大学に存在するか否かは問題としない。情報はそれを必要とする人々が共に利用する共通の財産であり、この観点からは、各大学の蔵書数や雑誌のタイトル数の多少より、我が国において、どれだけ有効に情報が蓄積され、利用され得るか、ということになる。すなわち、今迄のように、学術的資源を際限なく重複させるようなぜい沢はゆるされない段階にきている。そのための大学図書館の役割は何か。

以上のことを前提として、雑誌の協同収集、共同利用を地域レベル、全国レベルで考え、図書館協力こそが、現在及び将来に向けての大学図書館の進む方向ではないだろうか、ということが論文の基本的概念である。

雑誌の協同収集、共同利用の方策を考える場合、次のような点を解決しなければならない。

1) 各大学、地域レベル、全国レベルで収集すべき雑誌をどのような基準によって決定するか。

2) 各レベルで収集された雑誌の共同利用はどのように行われるべきか。

この2点を考えるに当たって、雑誌の分野を生物医学に限定した。

I. 生物医学雑誌の評価・選択

雑誌の評価・選択の方法として、1) アンケート、2) 利用調査、3) 引用文献、4) 索引誌、抄録誌の収録誌、などが主要なものとしてあげられるが、いづれも一長一短があり、特に1)～3)は個々の大学でよく行われる方法であるが、地域レベル、全国レベルでの評価・選択ということになれば、網羅的なタイトルを考える必要がある。そこで、4)の索引誌、抄録誌の収録誌による評価を試みた。今後二次資料による文献検索が増加し、情報提供の主流を占めることが予想されると同時に、提供された情報によって必要とする原文献（雑誌）が要求されることを考えれば、これら二次資料に収録されている雑誌は重要であるということができよう。

生物医学分野の主要二次資料はIndex Medicus = IM (索引誌) と Excerpta Medica = EM (抄